

事業に係る必要書類について

1 被害及び復旧状況の写真等

- ☐ 被災施設の被害箇所・程度や附帯設備等の規格・能力が分かる写真（パイプ径が分かる写真）

※ いわゆる「施工前の写真」のことです。

※ 原則、原形復旧であることから、被災施設・附帯設備のもともとの規模・能力が分かる客観的な証拠が必要になります。

※ 固定資産台帳等の公的な書類や修繕記録等で規模・能力が確認できるのであれば、それをもって対応は可能です。

- ☐ 撤去前及び撤去後の写真

- ☐ 事業により導入し、復旧した施設、附帯設備、その他部材（被覆資材等）の写真（パイプ径が分かる写真）

※ いわゆる「施工後の写真」のことです。

2 施工に係る見積書等

- ☐ 施工者の候補となりうる相手方2者以上の見積書（入札の場合は参考見積書）

- ☐ 復旧の規格・規模の変更をする場合、被災施設の見積書、復旧施設の見積書をそれぞれ2者以上

- ☐ 一部自己所有を活用した再建・修繕をする場合、所有する資材の分を除いた見積書
なお、すでに見積書を徴取し、着工している場合は、所有する資材分を除いた分を補助対象経費とする。

3 施設の移転

- ☐ 移転する理由書（任意様式）

4 種苗等に係る書類

- ☐ 苗等の購入費に係る2者以上の見積書
- ☐ 被害写真
- ☐ 消毒作業等に使用する薬剤等の見積書又は請求書

5 種苗等のかかりまし経費

- ☐ かかりまし経費分が分かる書類

6 セーフティネットへの加入

- ☐ 施設共済や収入保険等に現在加入している場合は、加入していることが分かる書類

7 課税事業者

- ☐ 課税事業者であることが分かる書類

8 支払い関係

- ☐ 支払いに係る証憑書類（領収書、口座振替が分かる資料 等）

ただし、概算払による場合は省略できるものとしますが、事業完了後は、速やかに提出してください。

※ 原則、写真等の客観的に被害を受けたことが証明できることが望ましいですが、既に撤去済みの場合など写真の提出が困難な場合は市の被害証明で代用することも可能ですので、ご相談ください。